

平成 2 7 年 度

工 事 名 葉 山 林 道 災 害 復 旧 ・ 改 良 工 事 積 算 内 訳 書

工 事 場 所 山 形 県 寒 河 江 市 大 字 幸 生 字 高 樋 外 4 国 有 林 1 2 9 林 班

東 北 森 林 管 理 局

山 形 森 林 管 理 署

施業経費内訳表

葉山林道災害復旧・改良工事

山形森林管理署

(単位;円)

種 別	名 称	金 額	備 考
直接工事費	土工費	15,058,000	
	溝渠費	138,000	
	舗装費		
	細計	15,196,000	
間接工事費	共通仮設費	1,937,000	
純工事費	小計	17,133,000	
間接工事費	現場管理費	5,415,000	
工事原価	計	22,548,000	
一般管理費等		3,898,000	
請負費	工事費	26,446,000	

請負費の数量内訳表

葉山林道災害復旧・改良工事

山形森林管理署

NO.1

(単位:円)

工事名称	数量	単位	備考
(土工)			災害
礫質土切土	6	m3	
礫質土法面整形	26	m2	
流用盛土	504	m3	
盛土法面整形	89	m2	
上層路盤工	24.3	m3	
購入土	606	m3	
礫質土床掘	475	m3	
補強土壁工材料費	1	式	
壁面材組立・設置	194.8	m2	
補強材取付	2098.5	m	
トップレール設置工	34	m	
埋戻工C	569	m3	
埋戻工D	15	m3	
(溝渠工)			
暗渠排水管敷設	53.2	m	
フィルター材敷設	4.2	m3	
丁字管	3	個	
端部蓋	2	個	
排水材設置工	44.5	m	

請負費の数量内訳表

葉山林道災害復旧・改良工事

山形森林管理署

NO.3

(単位;円)

工事名称	数量	単位	備考
(土工)			改良2号
砂、砂質土床掘	223	m3	
埋戻工C	189	m3	
上層路盤工	38.5	m3	
鋼製L型擁壁	2	m	
鋼製L型擁壁	6	m	
鋼製L型擁壁	6	m	
鋼製L型擁壁	13	m	
鋼製L型擁壁	2	m	
鋼製L型擁壁	2	m	
側面材	14	枚	
異形部材	2	枚	
トップレール設置工	15.7	m	
コンクリート路面工	1.4	m3	
路面工下層路盤	1.8	m3	
ふとんかご工	2	m	
			改良2号
(溝渠工)			
鉄筋コンクリートU型側溝(落蓋式)	6	m	
同上グレーチング	5	枚	
基礎碎石工	1	m3	
モルタル工	0.1	m3	
CP撤去	14.3	m	
鋼製U型側溝撤去	4	m	

入札公告

葉山林道災害復旧・改良工事

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

平成27年4月23日

分任支出負担行為担当官

山形森林管理署長 高野 憲一

1 工事概要

- (1) 工事名 葉山林道災害復旧・改良新設工事
- (2) 工事場所 山形県寒河江市大字幸生字高樋外4国有林 129林班
- (3) 工事内容 鋼製L型擁壁 163.5m²
補強土壁工 216m²
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成27年12月22日まで
- (5) 本工事は、提出された技術提案書に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(簡易型)のうち、技術提案(簡易な施工計画)の提出、評価を省略する総合評価落札方式(簡易型運用版)の適用工事である。
また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し審査する施工体制確認型総合評価落札方式の適用工事である。
- (6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、平成27年8月4日(工事着手日の前日)まで余裕期間を見込んだ工事である。
なお、余裕期間の技術者の配置は要しないものとする。
また、余裕期間内に、施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手できるものとする。
- (8) 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所(相互の間隔が10km程度)において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。
- (9) 本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。
ただし、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札に代えることができる。

2 競争参加資格要件等

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 山形森林管理署、庄内森林管理署、置賜森林管理署、山形森林管理署最上支署、仙台森林管理署又は宮城北部森林管理署の管轄区域内の市町村に建設業法に定める本社、支店又は営業所を有すること。

また、経常建設共同企業体として本競争に参加を希望する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

(3) 東北森林管理局における「土木一式工事」に係るB等級、C等級又はD等級の一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北森林管理局長の一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

(4) 会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(3)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(5) 平成12年4月1日以降に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)

なお、各森林管理局・署等が発注した工事で、工事成績評定を受けている工事にあつては、その評定点が65点未満のものは実績として認めない。

経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：林道工事のうち新設、改良、災害復旧工事であること。

林道規程に定める自動車道の林道又はこれと構造・規格が同程度の森林整備事業用作業道(治山資材運搬路を含む。)若しくは保安林管理道の新設・改良・災害復旧工事(設計図書に基づく工事に限る。)

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を、当該工事に専任で配置できること。

ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任の配置は要しない。

ア. 1級若しくは2級土木施工管理技士の資格を有する者又は、次のいずれかに該当する者。

- ・ 1級建設機械施工技士の資格を有する者。
- ・ 技術士(技術士法による第二次試験のうち、技術部門を森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は建設部門又は農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業-農業土木」、「森林-森林土木」とするものに限る。))の資格を有する者。
- ・ これらと同等の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

イ. 平成12年4月1日以降に、上記(5)に掲げる同種の工事経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)

なお、各森林管理局・署等発注の工事でかつ、工事成績評定を受けている工事にあつては、その評定点が65点未満のものは実績と認めない。

ウ. 監理技術者が必要となる工事にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

エ. 主任技術者又は監理技術者が必要となる工事にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が技術提案書の受付日以前に3ヶ月以上ある者。

オ. 経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できるとし、うち1人が上記の要件を満たしていること。

(7) 競争参加資格確認申請書(競争参加資格確認資料を含む。以下、「申請書」という。)及び技術提案書(以下、申請書及び技術提案書を総称して「技術提案書等」という。)の提出期限の日から開札までの期間に、東北森

林管理局长から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 各森林管理局・署等が発注した森林土木工事で、次のすべての事項を満たしていること。

ア. 平成25年度から平成26年度の過去2年度に完成・引渡し完了した工事の実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均が65点未満でないこと。

イ. 平成26年4月1日以降に、調査基準価格を下回る価格をもって契約し完成・引渡し完了した工事がある場合においては、当該工事成績評定点が65点未満でないこと。

ウ. 経常建設共同企業体にあつては、当該経常建設共同企業体の実績及び工事成績評定点とし、当該経常建設共同企業体としての実績がない場合は、実績のあるすべての構成員が上記の要件を満たしていること。

(9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、本工事に係る設計業務等の受託者は「株式会社 森林テクニクス」である。

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

(11) 次の事項に該当しない者であること。

ア. 不誠実な行為の有無

請負契約の履行が不誠実、下請契約関係が不適切、警察当局による公共工事からの排除要請等。

イ. 経営状況

手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止処分等。

ウ. 安全管理の状況

事故等に基づく指名停止、労働基準監督署からの指導を受け、改善を行っていない等。

エ. 労働福祉の状況

賃金不払い等による労働基準監督署からの指導を受け、改善を行っていない、退職金共済契約の締結を行っていない等。

(12) 当該工事の施工計画に係る技術提案書等が適正であること。

その記載内容が適正でない（未記載を含む）場合又は未提出の場合は入札参加を認めない。

(13) 当該工事の入札説明書及び見積りに必要な図書等を電子入札システムからダウンロードしない者又は発注者の指定する方法（CD-R等による配布等）での交付を受けていない者は、入札参加を認めない。

(14) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成20年3月31日付け19東経第178号局長通知）に基づき、警察当局から当局长（署長、支署長含む）に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(15) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア. 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務。

イ. 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務。

ウ. 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務。

3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い技術提案書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければな

